

大学として求める教員像および教員組織の編制方針

平成 29 年 3 月 8 日決定

1. 大学として求める教員像

星薬科大学は、建学の精神「本学は、薬学を通じて、世界に奉仕する人材育成の揺籃である」及び教育の理念「親切第一」に基づき、教育目的を「教育基本法及び学校教育法に基づき、薬学に関する学理及び応用を教授、研究し人格の陶冶を図り、医療、福祉及び環境衛生の向上に寄与するとともに、文化の創造と発展に貢献すること」と定めている（星薬科大学学則第 1 条）。

星薬科大学が求める教員は、本学の建学の精神、教育の理念及び教育目的を踏まえ、「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入の方針」を理解し、本学が設置する教育・研究組織の設置目的に相応しい教育・研究能力を有する者とする。

2. 教員組織の編制方針

本学は、教育理念及び教育目的を実現するため、以下の点に留意し、「学位授与の方針」及び「教育課程編成・実施の方針」に基づき教員組織を編制する。

(1) 必要教員数

大学設置基準及び大学院設置基準に基づき適切な教員を配置する。

(2) 年齢構成

特定の範囲の年齢に著しく偏らないよう配慮する。

(3) 主要授業科目の担当

主要な授業科目については、原則として教授又は准教授が担当する。

(4) 教員の募集・採用・昇格

教員の募集・採用・昇格については、別に定めた規程に基づき適切に運用する。

(5) 教員の資質向上のための取組み

教員の資質向上を図るため、研修等を恒常的かつ適切に行う。

(6) 教員の教育・研究活動の活性化のための取組み

教員の教育研究活動の業績を適切に評価し、教育・研究活動の活性化を図る。

薬学部として求める教員像および教員組織の編制方針

平成 29 年 3 月 8 日決定

1. 薬学部として求める教員像

薬学部の教育研究上の目的は、薬学科は、「臨床の現場において高い倫理観と高度な専門性を発揮できる薬剤師の養成を目指す」、また、創薬科学科は、「薬学を基礎として生命・健康を科学し、創薬研究・開発に携わる人材の育成を目指す」である（星薬科大学学則第 3 条）。

星薬科大学が薬学部として求める教員は、本学の建学の精神、教育の理念及び教育目的を踏まえ、薬学部の「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、

「入学者受入の方針」を理解し、薬学部の教育研究上の目的に相応しい教育・研究能力を有する者とする。

2. 教員組織の編制方針

本学は、教育理念及び教育目的を実現するため、以下の点に留意し、薬学部の「学位授与の方針」及び「教育課程編成・実施の方針」に基づき、薬学部の教員組織を編制する。

(1) 必要教員数

大学設置基準に基づき適切な教員を配置する。

(2) 年齢構成

特定の範囲の年齢に著しく偏らないよう配慮する。

(3) 主要授業科目の担当

主要な授業科目については、原則として教授又は准教授が担当する。

(4) 教員の募集・採用・昇格

教員の募集・採用・昇格については、別に定めた規程に基づき適切に運用する。

(5) 教員の資質向上のための取組み

教員の資質向上を図るため、研修等を恒常的かつ適切に行う。

(6) 教員の教育・研究活動の活性化のための取組み

教員の教育研究活動の業績を適切に評価し、教育・研究活動の活性化を図る。

薬学研究科として求める教員像および教員組織の編制方針

平成 29 年 3 月 8 日決定

1. 薬学研究科として求める教員像

本学大学院の目的は、「薬学の学術理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、以て文化の進展に寄与すること」である（星薬科大学大学院学則第 2 条）。また、薬学研究科修士課程の教育目的は、「専門分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業に必要な能力及びその基礎となる精深な学識を養うこと」であり、薬学研究科博士課程の教育目的は、「専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」である（同学則第 6 条）。

星薬科大学が薬学研究科として求める教員は、本学の建学の精神、教育の理念及び教育目的を踏まえ、薬学研究科の「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入の方針」を理解し、薬学研究科の目的に相応しい教育・研究能力を有する者とする。

2. 教員組織の編制方針

本学は、教育理念及び教育目的を実現するため、以下の点に留意し、薬学研究科の「学位授与の方針」及び「教育課程編成・実施の方針」に基づき、薬学研究科の教員組織を編制する。

(1) 必要教員数

大学院設置基準に基づき適切な教員を配置する。

(2) 年齢構成

特定の範囲の年齢に著しく偏らないよう配慮する。

(3) 主要授業科目の担当

主要な授業科目については、原則として教授又は准教授が担当する。

(4) 教員の募集・採用・昇格

教員の募集・採用・昇格については、別に定めた規程に基づき適切に運用する。

(5) 教員の資質向上のための取組み

教員の資質向上を図るため、研修等を恒常的かつ適切に行う。

(6) 教員の教育・研究活動の活性化のための取組み

教員の教育研究活動の業績を適切に評価し、教育・研究活動の活性化を図る。